

都道府県臨床(衛生)検査技師会

会長 各位

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

会長 宮島 喜文

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に関する周知について

平素より、当会事業に御協力を賜り、御礼申し上げます。

本年1月1日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第28条の4の規定が施行され、特定個人情報保護委員会において、下記の委員会規則・告示が制定・改正(同日施行)されたことの連絡が厚生労働省医政局総務課よりありましたのでご案内いたします。

これにより、事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、当該委員会規則・告示に沿って御対応いただくこととされています。

つきましては、この点につき御承知おきいただくとともに、個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレット(別添1)により、貴会会員等に対する周知方よろしく願いいたします。

記

○制定・改正した委員会規則・告示

- (1)「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)(別添2)
- (2)「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)(別添3)

(参考)

○個人情報保護委員会 HP

・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

○厚生労働省 HP

・雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/
privacy/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/privacy/index.html)

※ 事業者において、従業員等の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合、当該事業者は事案等に応じて、都道府県労働局、個人情報保護委員会等へ御報告いただくこととなります。